

建築手続き (出題年度別)

〔No. 4〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積1,000m²、地上5階建ての共同住宅の新築の工事において、3階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（特定行政庁が指定する工程ではない。）を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。

×

2. 建築主は、都市計画区域内において、鉄骨造、延べ面積200m²、平家建ての事務所を新築する場合、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を使用することができる。

○

3. 国際的な規模の会議の用に供することにより、1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場を建築する場合は、特定行政庁の許可を受けなければならない。

○

4. 建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、完了検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

○

令和5年

令和5年 建築手続き

1001. 中内検査 法7条の3

↓
特定工程に係る工事を終了したときは、建築主事の検査申請はあきらめなければならない

1号 階数3以上であり共同住宅の床及び天井に鉄筋を配置する工程で、
政令で定める工程

令11条
↳ 2階の床及び天井に鉄筋を配置する工事の工程

2号 特定行政庁が指定する工程

1002. 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

法7条の6
法6条第1項1号から3号 までの建築物を新築する場合

↓
鉄骨造、延べ面積200㎡、戸数2以下事務所
法7条5項の検査済証の交付を受けた後はあきらめ使用することができる

14号
↳ 検査済証の交付を受ける前でも建築物を使用することができる

1003. 仮設建築物に対する制限の緩和

法85条6項、7項

特定行政庁は、国際的な規模の会議の用に供することにより1年を超えて使用する仮設興業場を
建築する場合は、その建築を許可することができる。

1004. 認証型式部材

法68条の20

1項 法6条4項に規定する審査に適合するものとする

2項 工事監理者により設計図書とみりて実施工事にことば確認 → 完了検査に適合するものとする

〔No. 4〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 定期報告を要する建築物の所有者と管理者が異なる場合においては、管理者が特定行政庁にその定期報告をしなければならない。 ○
2. 建築主は、鉄骨造、延べ面積300m²、地上2階建ての飲食店を物品販売業を営む店舗とする用途の変更（大規模の修繕又は大規模の様替を伴わないもの）に係る確認済証の交付を受けた場合において、当該工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。 ×
令15条の3ニ号
3. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）をして、当該建築物を建築しようとする場合において、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、あらためて、確認済証の交付を受ける必要はない。 ○
4. 建築主は、鉄骨造、延べ面積500m²、地上3階建ての事務所を新築する場合において、完了検査の申請が建築主事により受理された日から7日を経過したときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用することができる。 ○

令和4年

令和4年

NO1. 報告, 検査等

法12条 → 法6条1項-1号 法別表第1(イ)棟の特殊建築物 床面積200㎡超
↓ 令16条で定める等その他
所有者 (所有者と管理者が異なる場合は管理者)
↓ 状況
定期に 特定行政庁に報告

NO2. 用途変更に対するこの法律の準用

法87条1項 → 法6条1項-3の特殊建築物に用途変更取場合

↓
法6条(3項, 5項, 6項を除く)を準用 → 確認済証
法7条1項中, 完了と建築主が届け出たときは「なすた」に読み替え

NO3. 確認済証を受けた建築物の変更

法6条1項 → 確認を受けた建築物の計画の変更 → 同不表 (確認済証の交付が必要)
「軽微な変更を除く」
規則3条の2
十五号 建築設備の材料, 位置又は能力の変更

NO4. 検査済証の交付を受けたまでの建築物の使用制限

法7条の61項
→ 法6条1項-1号から3号までの新築, 増築, 改築, 移転, 大規模の修繕, 模様替
↓ → 法7条5項の検査済証の交付前に建築物を使用(212条5項).
三号に該当 → T-161 次の各号の場合, 使用することができる
三号 申請が受理された日から7日を経過したとき.

〔No. 4〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更（当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。）をして、当該建築物を建築しようとするときは、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、あらかじめ確認済証の交付を受ける必要はない。

○

2. 延べ面積2,000m²、地上4階建ての病院の避難施設等に関する工事中において当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、仮使用の認定を受けるとともに、あらかじめ、当該工事中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

×

3. 鉄骨造、平家建ての診療所（患者の収容施設があるもの）で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m²のものを新築する場合においては、当該建築主は、検査済証の交付を受ける前であっても、当該建築物を使用することができる。

○

4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500m²、地上5階建ての共同住宅を寄宿舍とする用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）に係る確認済証の交付を受けた場合においては、当該建築主は、当該用途の変更に係る工事を完了したときは、建築主事に工事完了届を届け出なければならない。

○

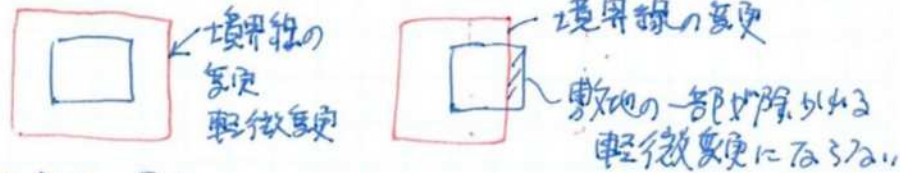
令和3年

令和3年

101. 軽微変更

法6条1項

→ 附則3条の2 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)
1項 2号 敷地が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更
(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く)



102. 工事中における安全上の措置に関する計画の届出

法90条の3 (月次から700㎡)

→ 法211条1(1)第(1)、(2)、(4) で政令で定める建築物 → 持定行政庁に届け出

施工中の安全計画

法147条の2

2号 病院、診療所、5階以上の床面積1500㎡超

103. 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

法7条の61項

→ 法6条1項 1号から3号の建築物 → 法7条5項の検査済証を受け後にのみ使用できる。
飲食店等 診療所 200㎡は 4号

→ 規定の対象外

104. 用途変更に関するこの法律の準用

法87条1項 → 法6条1項 1号の特種建築物に用途変更

→ 法7条1項の規定を準用

工事を完了したとき、建築主事の検査を申請(「検査を受ける」)

↓ 読み替え

「建築主事に届け出た検査を受ける」

〔No. 4〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 既存の地上3階建ての物品販売業を営む店舗（3階における当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000m²のもの）において、屋外への出口の戸に用いるガラスの取替えの工事中に当該建築物を使用する場合は、当該建築主は、工事中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出る必要はない。 ○
2. 延べ面積150m²、地上3階建ての事務所に設けるエレベーター（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。）は、当該エレベーターについて、定期的に、一級建築士等に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。 ○
3. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更（建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。）をして、当該建築物を建築しようとする場合において、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。 ○
4. 建築主は、鉄骨造、延べ面積200m²、平家建ての飲食店を新築する場合においては、検査済証の交付を受けた後でなければ、建築物を使用してはならない。 ×

令和2年

令和2年

101. 工事中における安全上の措置に関する計画の届出

法90条の3

→ 法別表第1(1)補(1),(2),(4)で政令で定めるもの

→ 令147条の2第1項(届け出を要する建築物)

一 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、3階以上又は地階の床面積1500㎡超

→ 令13条の2(避難施設等に含まれる工事)

1. 1. 1. のための塗装工事

出入口又は屋外への出口の扉に用いるガラスの取替え工事 → 届け出は不要
非常用の照明装置に用いる照明器具の取替え工事

新築、避難施設等の工事

→ 工事中における安全上、防火上、避難上に関する計画書を特定行政庁へ届け出

102. 報告、検査等

法12条1項

→ 法6条1項一号の特殊建築物のうち

令16条1項一号 法別表(1)補(1) → 3階以上又は100㎡以上

定期報告を要する 二号 劇場、映画館、演芸場 → 全階が1階にのみ

三号 法別表(1)補(2),(4)

四号 法別表(1)補(3) → 3階以上又は2000㎡以上

令16条2項 令14条の2の建築物

特定行政庁が 一号 法別表(1)補 → 階数以上の100㎡超~200㎡以下

指定した場合に 二号 事務所等 → 階数以上の200㎡超

定期報告が必要 令16条1項に該当するもの

法12条3項

→ 特定建築設備等

(昇降機)

(特定建築物に設ける建築設備)

定期報告を要する

令16条3項一号 → 令119条の3第1項 エレベータ、エスカレータ

二号 → 令16条1項の建築物に設ける防火設備

特定行政庁が

指定した場合に定期報告が必要

法12条3項の番号 → 上記以外の特定建築設備

103. 軽微変更

法6条1項

→ 規則3条の2 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)
12条3号 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更

104. 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

法7条の61項

→ 法6条1項 一号から三号の建築物 → 法7条5項の検査済証の交付を受けた後のみ使用可能。
鉄骨造、延べ面積200㎡以下で飲食店は4号
→ 規定の対象外

〔No. 4〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 鉄骨造、延べ面積1,000m²、地上3階建ての共同住宅を新築する場合においては、当該建築物の建築主は、検査済証の交付を受ける前においても、指定確認検査機関が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるときは、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

○

2. 延べ面積3,000m²、地上5階建ての事務所の用途に供する建築物（国等の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣から所定の資格者証の交付を受けた者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

○

3. 延べ面積800m²、地上5階建ての事務所について、ホテルの用途に供する部分の床面積の合計が500m²となる用途の変更に係る確認済証の交付を指定確認検査機関から受けた場合において、建築主は、当該工事が完了したときは、当該指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。

×

4. 延べ面積5,000m²、地上5階建ての百貨店（3階以上の階における百貨店の用途に供する部分の床面積の合計が3,000m²のもの）の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事の施工中において、当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、仮使用の認定を受けるとともに、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

○

令和1年

令和1年

101. 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

法7条の6第1項

→ 法6条1項一号から三号の建築物 → 法7条5項の検査済証の交付前に建築物を使用は
鉄骨造、延べ面積1000㎡以上の階建共同住宅は、一号に該当する

→ 以下に示す次の各号の場合には使用できる

... 二号 建築主事又は法7条の212項の規定による指定を受けた者が認めるとき

102. 定期報告

法12条12項

① 法6条12項一号の特殊建築物のうち法16条1項で定めるもの

② " " " " ①には該当しないが、指定行政庁が指定したものの

法16条1項 (法14条の2第3項) ③ 法別表第1の特殊建築物で3階以上、床面積100㎡超～200㎡以下で指定行政庁が指定したものの
④ 事務所で3階数以上、延べ面積が200㎡超で指定行政庁が指定したものの

⑤ 調査員は、一級建築士、二級建築士又は建築物調査員等

⑥ 報告義務者は、所有者又は管理者

103. 用途変更に対するこの法律の準用

法87条

→ 法6条1項一号の特殊建築物に用途変更

→ 法7条1項の規定を準用して一部改修する

工事と完了したときは「建築主事に届け出る必要がある」となる

→ 法7条の2(国土交通大臣の指定)

を受けた者による完了検査

の規定は準用しない

104. 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出

法90条の3

→ 法別表1(一)種(1)(2)(4)で政令で定める建築物

→ 法147条の2一号 百貨店、マート、物品販売業

3階以上又は地階、床面積1000㎡超

施工中の安全計画

→ 指定行政庁に届出

法7条の6第1項

→ 法6条1項一号から三号の建築物 → 仮使用の認定が必要

[No. 4] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 既存の地上5階建ての院病(5階)における当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m² のもの) に設けた非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替え工事の施工中、当該建築物を使用する場合には、当該建築主は、あらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

法90条の3 → 令147条の2 → 令13条の2 → 届け出不要

2. 都市計画区域内においては、延べ面積500 m²の卸売市場を準住居地域内に新築する場合には、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものであっても、当該建築主は、特定行政庁の許可を受ける必要はない。

3. 延べ面積1,000 m²、地上3階建ての、昇降機を設けていない自動車車庫の敷地、構造及び建事務所について、築設備については、当該所有者(所有者と管理者が異なる場合には、管理者)は、定期的に、一級建築士等にその状況の調査をさせてその結果を特定行政庁に報告する必要はない。

法12条 → 令16条1項

4. 鉄骨造、延べ面積300 m²、地上2階建ての飲食店を物品販売業を営む店舗とする用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合には、当該建築主は、当該用途の変更に係る工事を完了したときは、建築主事に工事完了届を届け出なければならない。

法85条1項 法17条1項(届け出)

x
○
○
○

平成30年

[No. 4] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築主は、高さが60mを超える建築物を建築しようとする場合において、申請書を提出して都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定を受ける必要はない。

→ 法20条1項2号、3号
法6条の3 → 法20条1項2号、3号

2. 鉄筋コンクリート造、地上3階建ての共同住宅の用途に供する建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が一級建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、中間検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなされる。

法69条の20 2項

3. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下しない材料の変更及び能力が減少しない変更とする。)をして、当該建築物を建築しようとする場合においては、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものであっても、あらためて、確認済証の交付を受けなければならない。

規則3条の 附徴条

25条2号

×

4. 確認済証の交付を受けた建築物の新築の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る建築主事又は指定確認検査機関の確認があった旨の表示をしなければならない。

法89条17項

平成29年